

佐賀県食育・食品ロス削減推進計画

第4次佐賀県食育推進計画
佐賀県食品ロス削減推進計画

早寝・早起き・朝ごはん



令和3年3月



目 次

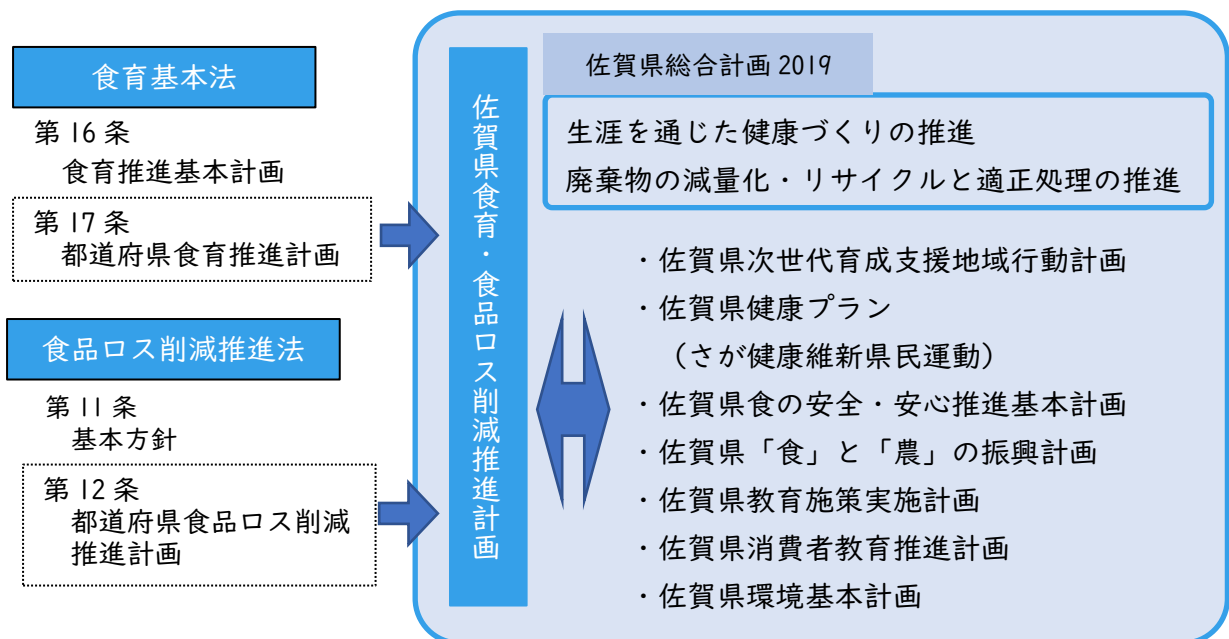
第1章 計画の基本的事項	
1 計画の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 食育・食品ロス削減の考え方	1
第2章 食をめぐる現状	
1 食を取り巻く環境	2
2 食育と栄養	3
3 食育と健康	3
4 食育と農林水産業	5
5 食品ロス問題	6
6 食育、食品ロス削減と“持続可能な開発目標（SDGs）”	8
第3章 これまでの取組	9
第4章 取組の基本方針及び目標	
1 基本方針	10
2 重点課題に係る目標設定の考え方	
(1) 生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進	11
(2) 持続可能な食を支える食育の推進	13
(3) 食品ロス削減に向けた取組の推進	14
(4) 多様な団体との連携・協働による食育、食品ロス削減の推進	15
第5章 具体的取組の展開	
1 全ての方が取り組む食育、食品ロス削減の推進	16
2 家庭・個人で取り組む食育、食品ロス削減の推進	17
3 学校、保育所、幼稚園、認定こども園等で取り組む食育、食品ロス削減の推進	18
4 生産者、食品関連事業者など関係者が取り組む食育、食品ロス削減の推進	20
5 市町が取り組む食育、食品ロス削減の推進	22
6 県が取り組む食育、食品ロス削減の推進	23
【参考資料】	
1 生涯にわたるライフステージに対応した食育の取組の一覧	26
2 さが健康維新県民運動	30
3 フードバンク活動	31
4 ふるさと先生講座	32
5 食育基本法	33
6 食品ロスの削減の推進に関する法律	40

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

食育基本法（平成17年法律第63号）第17条及び食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）第12条の規定に基づく佐賀県の推進計画として定めます。

<計画の位置付け>



2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化により必要に応じて見直します。

3 食育・食品ロス削減の考え方

食べることは生きること。食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものであり、命を育むものです。様々な経験を通じて、「食」の知識と「食」の選択の力を習得し、健やかで豊かな食生活を実践することができるようにする活動が食育です。

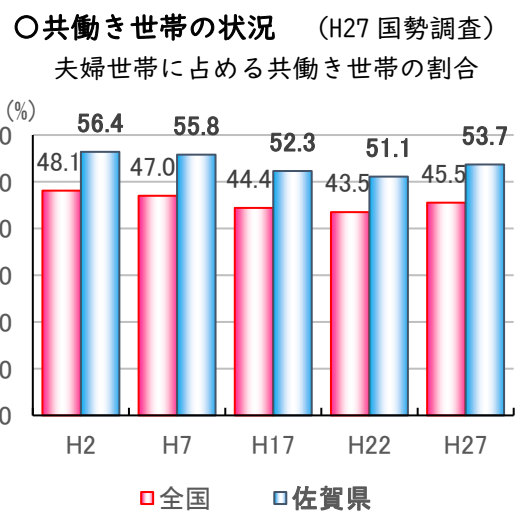
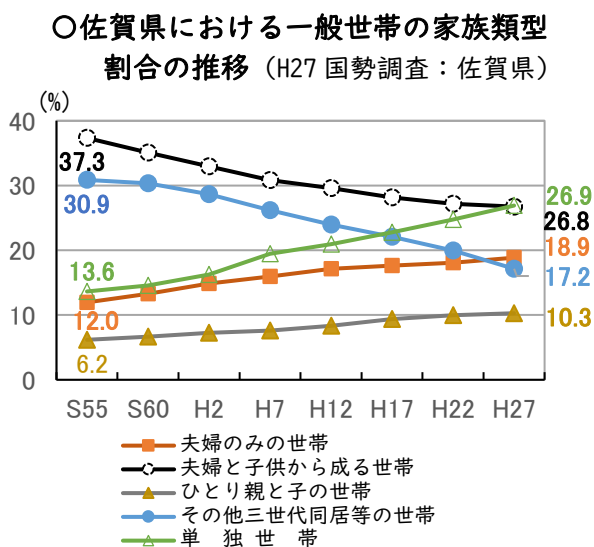
また、食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことや、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが求められています。

第2章 食をめぐる現状

1 食を取り巻く環境

私たち人間が生きていくために食は欠かせません。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、日々の生活に喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

しかし、社会環境が大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進み、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。



こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの日常生活はさらに大きく変化しました。

接触機会の低減のため、テレワークの増加や外出自粛により在宅時間が増加し、中食（持ち帰りや出前、デリバリー）やインスタント、レトルト食品の消費が増えたと言われています。

一方、在宅時間の増加により自宅で料理や食事をする機会も増えており、在宅時間を活用して、家族との共食や栄養バランスの取れた食事の選択、食文化の継承、食品ロス問題など、食に関する意識を高めることにつながるような行動の変容が期待できます。

また、インターネットやSNS等を活用し、ウェブ上でのイベントの開催及び動画配信などオンラインによる非接触型の食育の展開を推進する必要があります。

2 食育と栄養

佐賀県では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上実践している人は男女とも4割以下です。また、成人の1日の野菜摂取量の目標値350gに対し、県民の1日の野菜摂取量の平均は、271.9gとなっており、全世代で約50～160g（H28国民健康・栄養調査(佐賀県)）の野菜が不足している状況です。

朝食欠食は男女ともに20代と30代が特に多くなっています。高校卒業後一人暮らしを始める時、つまり、一人での食生活を始める時に朝食欠食の習慣が始まることが多いことから、幼児期から10代までに「バランスの取れた食事」や「早寝・早起き・朝ごはん」などの食習慣を身につける必要があります。

また、食に関する知識が不足している傾向が見られるため、昨今の、外食や中食といった調理済み食品の利用が増大している実態から、食に関心が低い方でも適切な食品の選択ができるよう、飲食店・食品関連事業者等は消費者に対して健康に視点を置いた食事や情報の提供を拡大していく必要があります。

3 食育と健康

佐賀県では、糖尿病と糖尿病予備群の合計の割合が全国でワーストであり、また、メタボリックシンドローム該当者の増加率も全国ワースト2位である上、死因の約半数を三大生活習慣病が占めていることが問題視されています（H30保健統計年報）。こうした健康課題への対策として、適切な量と質の食事の習慣化のほか、よく噛んで食べることが推奨されます。

また、健康長寿のためには幼児期からの歯科指導や歯の健康を保つ習慣づくりも重要です。しかし、佐賀県の「おし歯罹患率」は、12歳児で30.2%（R1）、20～29歳で69.2%（H28）であり、80歳で20歯以上自分の歯を有する県民の割合は49.1%（H28）にとどまっているところです。

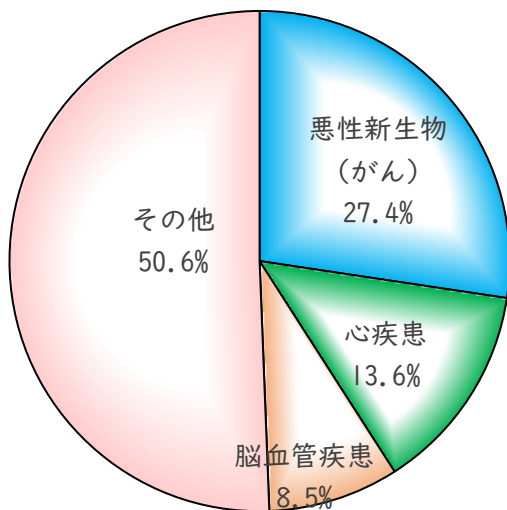
さらに、年代ごとに見ていくと、高齢者は、フレイル（加齢によって心身の脆弱性が増加した状態）や要介護状態につながる、孤食や低栄養、食の偏り、噛む力の低下や食べ物を飲み込む力の衰えなど様々な課題を抱えています。

一方で、若い女性においては、痩せ状態（BMI18.5未満）にある人が20代、30代ともに16.7%（H28国民健康・栄養調査(佐賀県)）となっています。過度な痩せ状態は、中～長期の本人の健康問題のほか、妊娠、出産における問題を引き起こすため改善の必要があります。また、痩せ志向は児童期から始まっており、早い段階での対

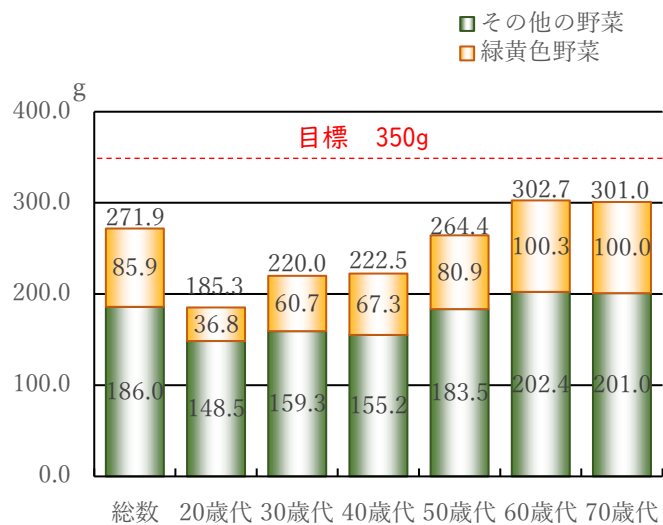
応が求められます。

こうした実態に対して、佐賀県では生活習慣病を予防し、“県民の元気で長生き”を目指すため、関係団体や企業が連携して「さが健康維新県民運動」に取り組んでいます。この「さが健康維新県民運動」では、県民の野菜の摂取量を増やすことや歯と口の健康を保つための啓発を現在行っています。

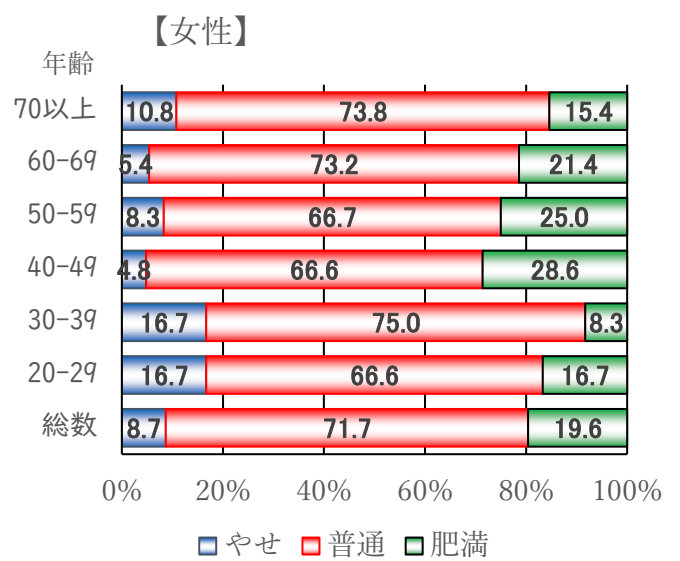
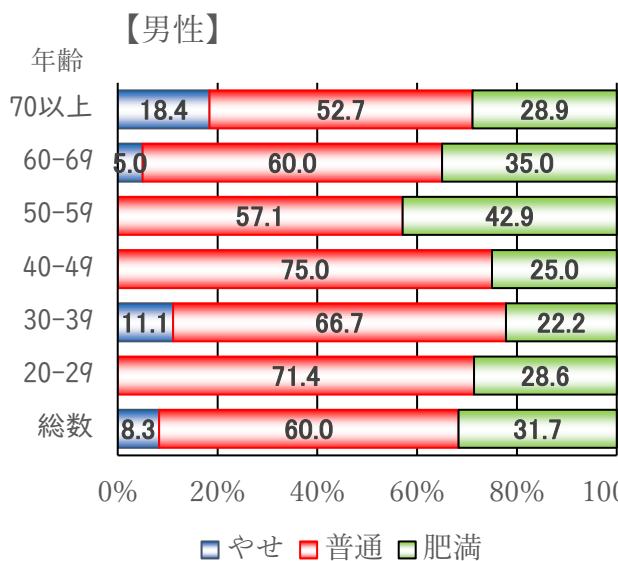
○三大生活習慣病による死亡割合
(H30 保健統計年報)



○野菜摂取量の平均値 (20 歳以上)
(H28 国民健康・栄養調査 (佐賀県))



○年代別体重の状況 (BMI 値)
(H28 国民健康・栄養調査 (佐賀県))



4 食育と農林水産業

食の生産の面において、本県は比較的温暖な気候にあり、有明海と玄界灘の異なる2つの海に面し、また、全国有数の穀倉地帯である佐賀平野を有しています。四季を通じて恵まれた自然の中で育つ新鮮な農林水産物が豊富な地域です。

佐賀県産米は高い評価を得ており、佐賀海苔、ハウスみかん、二条大麦、たまねぎ、れんこん、アスパラガスは全国有数の収穫量を誇っています。このほか肉質基準でトップクラスの佐賀牛や、有明海と玄界灘で水揚げされる様々な魚介類など、佐賀の豊かな自然、独自の地の利によって継承されてきた農業・漁業文化と自然環境を背景にして育まれた食文化が数多く存在しています。

こうした県産食材に農業体験活動などを通じて身近に触れ、農業や農村の役割についての理解を深め、県民が愛着を持って毎日の食事に県産食材を活用することは、県内の農林水産業の維持・活性化につながります。

以上のことから、関係者が連携して、学校給食をはじめとした給食施設や飲食店、食品関連事業者等が県産食材の利用拡大を図っていくことは重要なこととなります。



全国1位
乾海苔共販枚数
16億3,355万枚
(H30全国漁連のり事業
推進協議会資料)



全国2位
たまねぎ収穫量
118,100トン
(野菜生産出荷統計)
(平成30年産)



全国1位
ハウスみかん収穫量
6,860トン
(果樹生産出荷統計)
(平成30年産)



全国2位
れんこん収穫量
7,110トン
(野菜生産出荷統計)
(平成30年産)



全国1位
二条大麦収穫量
41,900トン
(作物統計調査)
(令和元年産)



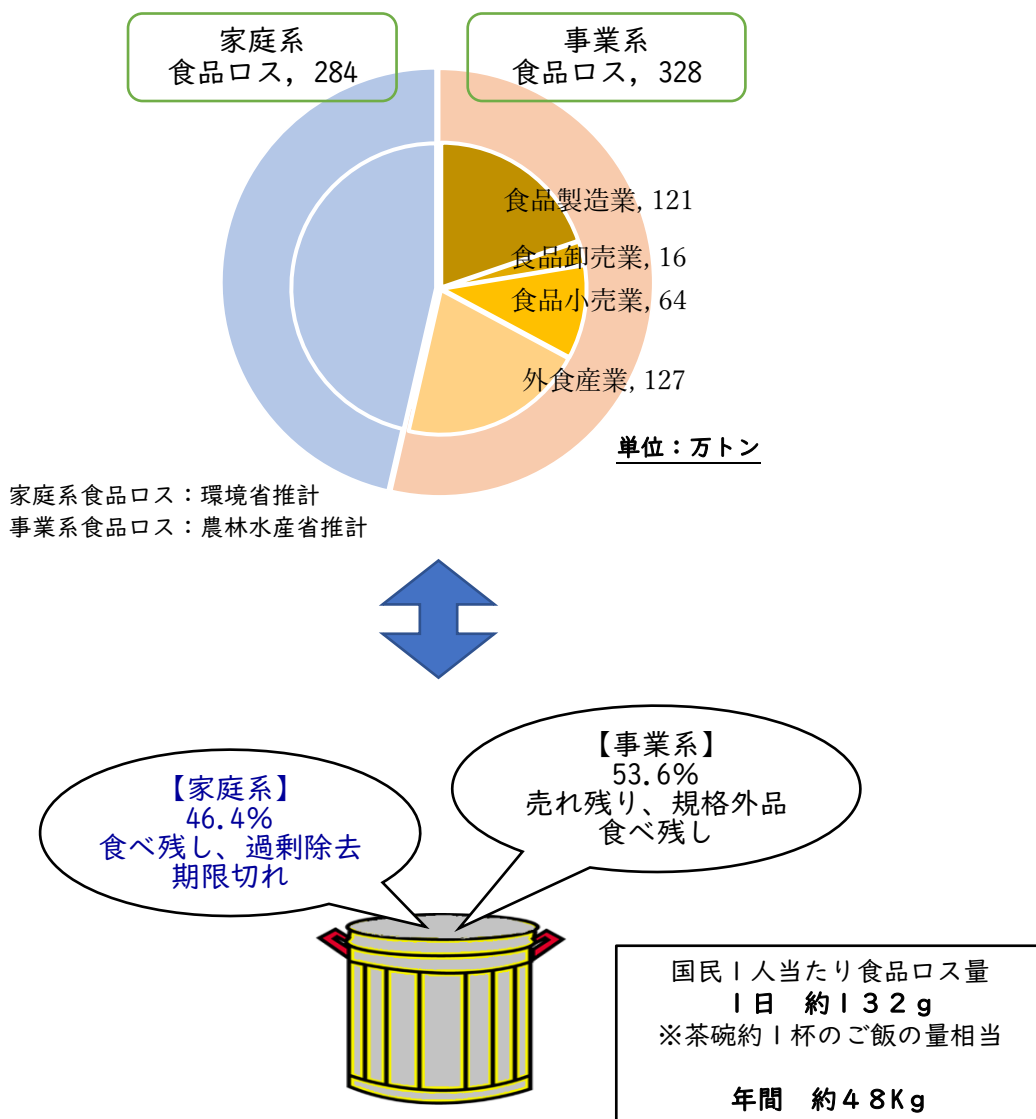
全国2位
アスパラガス収穫量
2,580トン
(野菜生産出荷統計)
(平成30年産)

5 食品ロス問題

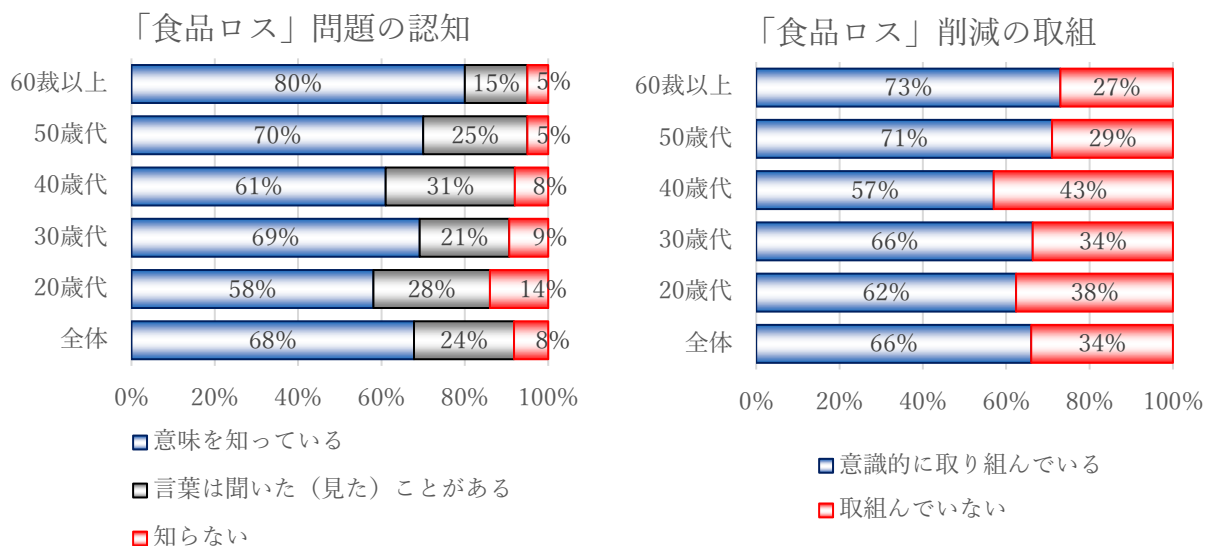
我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、合わせて年間約612万トン（平成29年度農林水産省推計）という大量の食品ロスが発生しています。一方で、食料自給率は37%（平成30年度カロリーベース）で、多くの食料を輸入に依存している現状があります。

世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良で苦しんでいる人が数多くいる中、大量の食品が廃棄されている実態があり、こうした問題も踏まえて、食品ロス削減が重要な課題となっています。

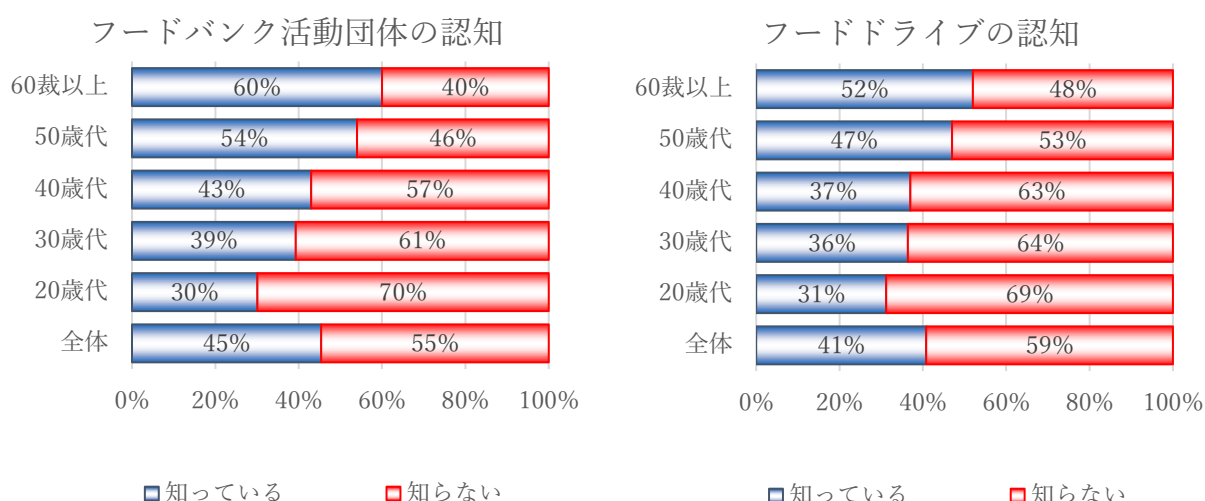
このような背景のもと「食品ロス削減推進法」が令和元年（2019年）10月1日に施行され、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が令和2年（2020年）3月31日に閣議決定されました。



県民意識調査の結果（令和2年12月：調査数500人）では、「食品ロス」問題の意味を知っている人は、339人（68%）で、「食品ロス」の削減のため、意識的に取り組んでいる人の330人（66%）とほぼ一致する結果となっています。



また、フードバンク活動（まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品を集め生活困窮者などに提供する活動）団体を知っている人は、227人（45%）、フードドライブ（家庭からの未利用食品を集める活動）を知っている人は、204人（41%）といずれも半数以上が知らないとの結果となっています。



6 食育、食品ロス削減と“持続可能な開発目標（SDGs）”

食育の取組は、生涯にわたって健全な心身を培う、健康に寄与するものであり、かつ、食が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人々の手によって支えられていることの理解と感謝を深めることを促します。

また、食品ロス削減の取組は、飢餓で苦しむ人がいる一方で、大量に廃棄されている食品があることや、それらの食品を処理する時に温室効果ガスを発生させていることなどを認識し食べ物を無駄にしない行動を促し、まだ食べられるのに捨てられる未利用食品をフードバンクへ寄付することにより生活困窮者の支援などに繋がります。

こうした観点から、食育の推進や食品ロス削減の推進は、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標（SDGs）の達成に貢献できる活動であるといえます。

<持続可能な開発目標（SDGs）>



第3章 これまでの取組

これまで、市町、教育機関等で食育推進が図られ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等での各種取組に関する指標は、概ね目標を達成しました。

また、食育の普及、推進を目的として設立した「食育ネットワークさが」の会員は着実に増加していきました。

一方で、健康長寿の観点の指標である肥満（BMI25以上）の人の割合（40～69歳）は、減少を目標としていましたが、結果は増加しており、目標を達成できていません。

（第3次食育推進基本計画）

指標名	第3次計画策定時	目標値 (令和2年度)	現状値
-----	----------	----------------	-----

（1）多様なくらし・健康長寿に貢献する食育の推進

児童生徒の共食の割合	児童 88.5% 生徒 81.3%	児童 88.5%以上 生徒 81.3%以上	児童 89.0%(*2) 生徒 81.5%(*2)
肥満（BMI25以上）の人の割合（40～69歳）	男性 31.6% 女性 19.5%	男性 7.4% 女性 16.3%	男性 33.5% 女性 20.9%
健康づくり協力店	721 店舗	865 店舗	1,038 店舗

（2）若い世代を中心とした食育の推進

朝ごはんを毎日食べる児童生徒	児童 88.3% 生徒 87.2%	児童 88.3%以上 生徒 87.2%以上	児童 89.6%(*2) 生徒 87.9%(*2)
若い世代の食の自立を支援する（自立に繋がる）取組	小学校 93 件(*1) 中学校 36 件(*1)	増やす	小学校 52 件 中学校 21 件

（3）佐賀の宝 食文化を守り継承する食育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等での地域の食文化を啓発する取組	45.8%(*1)	増やす	46.2%
学校給食の県産食材の利用割合	45.8%	45.8%以上	40.8%

（4）生産から食卓まで食の循環や環境を意識した食育の推進

ふるさと先生の派遣回数	100 回程度	100 回程度	90 回
保育所、幼稚園、認定こども園等での農業体験活動	42.90%(*1)	増やす	93.80%

（5）多様な団体との連携・協働による基盤の広がりによる食育の推進

食育ネットワークさが会員数	230 団体	280 団体	269 団体
保育所・幼稚園・認定こども園における食育推進計画策定率	保育所・認定こども園 99.5% 幼稚園 55.9%	保育所・認定こども園 100% 幼稚園 100%	保育所・認定こども園 100% 幼稚園 79.2%
食育ホームページ閲覧件数	1,477 回(*1)	増やす	1,379 回
SNS等を活用した情報発信（フェイスブック）	112 回(*1)	増やす	65 回

※1 第3次計画策定時の現状値がないため数値は、平成28年度実績を採用

※2 現状値は、令和元年度であるが、調査廃止のため、平成30年度実績数値を採用

第4章 取組の基本方針及び目標

1 基本方針

今後、5年間で特に重点的に取り組むべき重点課題を以下のとおり掲げ、取組を展開していきます。

(1) 生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校、保育所、幼稚園、認定こども園等、地域の各段階において、切れ目なく生涯を通じた健康を支えることが重要です。

- ・生活習慣病（メタボリックシンドローム、糖尿病など）の予防、改善
- ・若い世代の痩せ及び高齢者の低栄養の予防、改善
- ・歯の健康を保つなどの習慣づくり

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

健全な食生活の基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食育においても食環境の持続に資する以下の取組を推進することが重要です。

- ・食と環境との調和
- ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化
- ・食文化の継承

(3) 食品ロス削減に向けた取組の推進

食品ロスが発生している生産、製造、販売、消費等の各段階において主体的にこの課題に対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

(4) 多様な団体との連携・協働による食育の推進

様々な分野の関係者が連携を密にして、問題意識を共有しながら、各々の特性を活かした食育の推進を図ることや「食育ネットワークさが」の会員の相互連携を図り食育を推進することが重要です。

2 重点課題に係る目標設定の考え方

(1) 生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進



自身及び家族の健康を維持・促進するためには、食に関する正しい情報を得て、意識を高め、能動的な食の選択を行えるよう、食に関する基礎教養等を身につける必要があります。正しい知識の獲得、望ましい食行動の実践、そして習慣の定着化が必要となるため、知識だけでなく意識も高める食育が求められます。

〈乳幼児期、学童・思春期〉

食に関する望ましい習慣やスキルの基礎を幅広く身につける時期であり、また、食に関する基本的な知識を学ぶ世代でもあります。日常生活の中での小さなことの積み重ねのような食育や、食材の調達・料理等体験を通じた食育など、あらゆる経験や学習を通じて食にまつわる基礎基本を学ぶことが重要となる世代です。

〈青年期、壮年期〉

食についてのフォローを受けることや、年齢に合った食の知識等を学ぶ機会が急に失われる世代であるため、「切れ目なく」食育を推進するためには特に工夫が必要な世代です。また、子育て世代でもあるため、家庭での親としての食育についてもサポートが必要となる世代であり、親として育てもらう面でも食育が必要となります。

〈高齢期〉

健康長寿のためには体づくりの基本となる食が重要になります。必要な栄養を充分にとり、低栄養や免疫機能の低下等を予防するほか、家族や周囲の人と共に食事をする「共食」等により豊かな食生活をおくることで精神的な健康にも寄与するよう、心身の全体的な健康のバランスをとるための食育が重要となります。

＜目 標＞

項 目	区分	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	データソース 関係課
①「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合（※1）	小5男	89.9%	91.5%以上	保健体育課
	小5女	90.1%	92.7%以上	
	中2男	91.1%	90.3%以上	
	中2女	90.7%	88.2%以上	
②肥満（BMI25以上）の人の割合 （40～69歳）	男性	33.5%	27.4%	健康増進課、 国民健康保健課
	女性	20.9%	16.3%	
③栄養バランスに配慮した食生活を実践する 県民				
1日の献立パターンで主食・主菜・副菜が2 回以上そろっている人の割合（※2）	男性	39.2%	男女とも	健康増進課
	女性	33.6%	60%以上	
食塩の1日の摂取量（成人1人1日あた りの摂取量）（※2）	男性	10.4g	7.5g未満	健康増進課
	女性	8.6g	6.5g未満	
野菜摂取量（成人1人1日あたりの野菜摂 取量の平均値）（※2）	成人	270.2g	350g以上	健康増進課
果物摂取量（成人1人1日あたりの果物摂 取量100g未満の人の割合）（※2）	成人	63.3%	30.0%	健康増進課
④朝食を欠食する県民（※2）	男性	16.4%	9.7%未満	健康増進課
	女性	15.3%	8.0%未満	

※1 目標値を平成30年度全国平均値以上とする。（令和元年度以降、国の調査廃止され数値無）

※2 直近（平成28年度実績）の数値を採用。次回調査令和3年度実施予定

《各目標数値出典》

①佐賀県教育施策実施計画

②特定検診結果

③日本人の食事摂取基準2020年版、第2次佐賀県健康プラン

④第2次佐賀県健康プラン

(2) 持続可能な食を支える食育の推進



〈食と環境との調和〉

生産、流通、販売、消費、廃棄のそれぞれの段階で、自然環境に負荷をかけない行動を選択するように変化していく必要があります。

〈地産地消〉

地産地消は、持続可能な食の実現のために重要とされる地域の農林水産業及び農山漁村の維持、活性化に寄与することができます。また、地元で採れた旬の食材を使うため流通時（保管、輸送等）に発生する温室効果ガスの排出が少なく自然環境の負担が少ないこともあり、今後も推進していく必要があります。

〈食文化の継承〉

食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中、これまで地域や家庭で受け継がれてきた旬の食材を使う郷土料理、行事食や家庭料理などが失われていくことが危惧されています。こうした料理を次世代に残すため、食文化の継承が求められます。

＜目 標＞

指 標	区分	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	データソース 関係課
①保育所・幼稚園・認定こども園での地域の食文化を啓発する取組	保育所・幼稚園 ・認定こども園	46.2%	増やす	こども未来課、 学校教育課
②学校給食の県産食材の利用割合	市町	40.8%	増やす	保健体育課
③さが食・農・むらサポーター	市町、県	1486人	2600人	農政企画課
④保育所・幼稚園・認定こども園での農業体験活動	保育所・幼稚園 ・認定こども園	93.8%	増やす	こども未来課、 学校教育課

《各目標数値出典》

- ①佐賀県健康福祉部こども未来課、佐賀県教育委員会学校教育課調べ
- ②佐賀県教育委員会保健体育課調べ
- ③佐賀県農林水産部農政企画課調べ
- ④佐賀県健康福祉部こども未来課、佐賀県教育委員会学校教育課調べ

(3) 食品ロス削減に向けた取組の推進



〈食への感謝〉

食は、動植物の命をいただくことであり、農林水産業や食品加工業をはじめとする食に関わる多くの人の様々な活動に支えられていることを実感し、心を込めて「いただきます」「ごちそうさま」の感謝の気持ちをもって、食べ物を無駄にしない意識の醸成が重要です。

〈環境保護〉

まだ食べられるのに捨てられている食品ロスの発生量は、日本全体で612万トン（平成29年度推計値）であり、飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量の約390万トン（国連世界食糧計画による平成30年）を大きく上回る量（1.6倍）となっています。

この食品は、廃棄物として処理されており、焼却処理時に発生する温室効果ガスによる環境への負担の増加、処理経費など経済面での負担などの問題があります。

〈目 標〉

指 標	区分	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	データソース 関係課
①食品ロスを意識して食品ロスの削減に取り組む人の割合	—	66% (R2年度)	80%	くらしの安全安心課
②家庭から排出される県民1人1日あたりの食品ロス量(推計値)	重量	48g	減らす	循環型社会推進課
③九州食べきり協力店・応援店登録数	店舗	129 (R2年度)	増やす	循環型社会推進課
④市町における食品ロス削減推進計画策定率	市町	0%	100%	くらしの安全安心課

《各目標数値出典》

- ①佐賀県県民環境部くらしの安全安心課調べ
- ②「令和2年度（市区町村における）食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査」（環境省調査）における県内市町の回答値をもとに、国の食品ロス量の推計方法に準じて算出。
- ③令和2年4月1日現在
- ④佐賀県県民環境部くらしの安全安心課調べ

(4) 多様な団体との連携・協働による食育、食品ロス削減の推進



多様な団体との連携・協働による事業の推進を図るため、積極的に食育や食品ロスに関する情報発信を行う必要があります。

また、「食育ネットワークさが」の会員として各団体、関係機関はそれぞれの分野で食育活動等を行っているものの、活動内容や活動範囲に広がりが見えないという課題を持った団体もあり、分野を越えた団体との連携を図るため、「食育ネットワークさが」の運営について活発化を図ります。

<目 標>

指 標	区分	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	データソース 関係課
①食育ネットワークさが会員数	会員	269	300	くらしの安全安心課
②保育所・幼稚園・認定こども園 における食育推進計画策定率	幼稚園	79.2%	100%	こども未来課、 学校教育課
	保育所 認定こども園	100%	100%	
③食育ホームページ閲覧件数	閲覧件数	1379回	増やす	くらしの安全安心課
④ SNS等を活用した情報発信	フェイスブック 発信件数	65回	増やす	くらしの安全安心課

《各目標数値出典》

①佐賀県県民環境部くらしの安全安心課調べ

②佐賀県健康福祉部こども未来課、佐賀県教育委員会学校教育課調べ

(保育所・認定こども園における食育推進計画策定率は、100%となっており参考)

③佐賀県県民環境部くらしの安全安心課調べ

④佐賀県県民環境部くらしの安全安心課調べ

第5章 具体的取組の展開

1 全ての方が取り組む食育、食品ロス削減の推進

(個人、家庭、学校、地域、企業、民間団体等共通)

- (1) 朝食をとることや早寝、早起きを実践することは、基本的な食習慣の形成につながるという重要性を意識し、家庭、学校、地域、企業、民間団体等が協力して、「早寝・早起き・朝ごはん」の取組を推進します。
- (2) 豊かな食生活を生涯継続していくため、食べ物の入り口である口腔機能の維持が必要であることを意識し、幼児期から歯みがきなどの歯の健康を保つ習慣づくりや、よく噛んで食べる習慣づくりの取組を推進します。
- (3) 様々な家庭の状況や生活が多様化することにより、家庭での共食が困難であったり、健全な食生活の実現が困難な子どもや高齢者などが参加する「こども食堂」や「地域食堂」等の取組は、食事や栄養状態の確保にとどまらず、健全な食生活の実現に資するため、これらの地域における様々な共食づくり等の取組を推進します。
- (4) 食は自然の恩恵や生き物の命をいただくことであり、生産者をはじめとする食に関係する多くの人々のへの感謝の気持ちや理解を深める取組を推進します。
- (5) 食品ロスを削減していくためには、県民一人一人がこの問題に当事者意識を持ち、行動に移すことが必要であり、それぞれの立場において主体的にこの問題に向き合い、社会全体で対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていく取組を推進します。
- (6) 生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、環境にも配慮した食育、食品ロス削減の取組を推進します。
- (7) 近年の頻発する大規模災害等に備え、食料備蓄に加え、災害食や食物アレルギー等に配慮した食事についての知識等を身に付けます。

2 家庭・個人で取り組む食育、食品ロス削減の推進

《役割》

家族や周囲の人と共に食事をする「共食」により、食事をより豊かで楽しめるものにします。

最小コミュニティである家庭は食生活の基本の場であり、食に関するマナー、望ましい食生活の実践、食に関する知識の習得、子どもの心身の健全な育成を図るという重要な場であることを意識し、食育に取り組みます。

一人一人が、食は重要であることを充分認識し、自身の心身の健康の維持・増進、豊かな食生活を楽しむため、個人レベルでの日常生活における食育の実践に努めるものとします。

- (1) 主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い食事を心がけます。
- (2) 配膳、食器・箸の持ち方、姿勢などの食事マナーを身に付けます。
- (3) 若い世代の方は、一人暮らしをする（一人で食生活を始める）前までに、食に関する知識や食を選択する力、料理の技術を積極的に学びます。
- (4) 地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」の意義を理解し、県産農林水産物を積極的に食卓に取り入れます。
- (5) 地域の郷土料理や伝統食を大切にし、次世代に継承します。
- (6) 買い物に行く際は、家にある食材・食品の在庫を確認し、適量を購入するとともに計画的に使い切るなど食材・食品を無駄にしないようにします。
- (7) 期限表示（消費期限と賞味期限の違い）を理解の上、使用時期を考慮し、手前に陳列された商品の購入、見切り品等を活用します。
- (8) 外食の際は、食べきれる量を注文し、もし料理が残ってしまった場合には、外食業者に持ち帰ることができるかを確認し、説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰るようにします。
- (9) 宴会時においては、参加者の特性に応じた料理の量を注文し、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践します。
- (10) 保育所・幼稚園・認定こども園等、学校、行政その他の関係者が実施する食に関する体験活動に積極的に参加します。
- (11) 性別を問わず、食育におけるスキル、知識を身につけ、実践します。

3 学校、保育所、幼稚園、認定こども園等の保育・教育機関で取り組む食育、食品ロス削減の推進

《役割》

保育・教育機関は、家庭、地域、生産者、食品関連事業者などの団体等と連携しながら、食育推進体制の整備や関係職員の資質向上に努めるとともに、組織全体で食育を推進するものとします。

【学校、保育所、幼稚園、認定こども園等に共通するもの】

- (1) 日常の食事について正しい理解を深め、子どもたちが健全な食生活を営むことができる判断力を培います。
- (2) 給食等での適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ります。
- (3) 給食等は、積極的に県産農林水産物を食材として活用します。
- (4) 給食等において、配膳、食器・箸の持ち方、正しい姿勢で食べるなどの食事マナーを身に付ける指導を行います。
- (5) 家庭や地域社会との連携により、伝統的な食文化、郷土料理、行事食などの継承を促します。
- (6) 家庭・地域社会との連携を図りながら、農業体験等の体験活動を通じ、実感を伴った学びを促し、食の循環を意識させます。
- (7) 子どもの肥満、食物アレルギーや偏食等、食を起因とする問題について、職員、学校医・嘱託医等や保護者との連携を図り、子どもの状況に応じた対応に努めます。
- (8) 食品ロス問題について学習するとともに、「食品ロス削減月間（10月）」、「食品ロス削減の日（10月30日）」などの機会を捉え、食品ロス削減に繋がる食育の取組を実践します。
- (9) 学校、園等で実践した食育の取組や給食の献立、料理のアイデア、食品の栄養等を伝えるため、園だより、給食だより、学級通信、ホームページなどにより保護者に情報発信をします。
- (10) 健康な歯と口を維持するために、歯みがき指導等の口腔衛生指導を行います。

【学校】

- (1) 全校体制で組織的に食育が推進できるよう、校長を責任者として、食育・学校給食に関する各種計画の策定及び指導体制の充実に取り組みます。
- (2) 教科等における食に関する指導をはじめとした学校教育活動全体を通して食に関わる資質・能力の育成に取り組みます。
- (3) 校長のリーダーシップの下、栄養教諭等を中核として、学校、家庭、地域等が連携・協働して実践活動に取り組みます。

【保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設等】

- (1) 食習慣や嗜好が身につく重要な時期である乳幼児期における食育の重要性を考え、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく食育の実践を行います。
- (2) 食育推進計画の策定と食育推進担当者の設置を行います。

※障害児入所施設等は努力義務

【食育推進担当者設置根拠】

◆乳児院、保育所、児童養護施設、障害児入所施設等

→佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例

◆認定こども園

→佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例

4 生産者、食品関連事業者など関係者が取り組む食育、食品ロス削減の推進（生産者、食品関連事業者、企業、団体、教育機関等）

《生産者の役割》

食に関する県民の関心及び農林水産業への理解促進を深め、食材に対する感謝の念を育むため、農業体験、魚料理教室等の体験活動の機会の提供に協力します。

また、給食等に地場産物を供給するなどの地産地消への取組を通じ、食育を推進するものとします。

《食品関連事業者の役割》

近年の食の外部化の高まりを受け、食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者は、その事業活動が県民の健全な食生活の実践に大きな影響をもつことを認識し、地産地消、栄養バランスのとれた食事・食品の開発と提供、栄養成分等食に関する情報提供、食育に関する様々な体験活動の場の提供等を通じて食育を推進するものとします。

《企業、団体等の役割》

「食」に関する県民の理解を推進することの重要性を考え、各組織の特色を活かし、食に関する体験活動や食育の普及・啓発に取り組むものとします。

- (1) 外食、中食等による食の外部化の高まりを踏まえ、消費者への健康や地産地消、食環境に配慮した商品やメニューの開発、提供に努めます。
- (2) 若い世代が利用する県内の大学、短期大学の学内の食堂や、売店等食べ物を提供する場へ、食に関する情報を積極的に提供します。
- (3) 乳幼児の健全な育成に資する授乳・離乳の適切な支援について、知識の普及啓発を行います。
- (4) 積極的に本県の豊かな農林水産物を活用し、地産地消を意識した食の提供に努めます。
- (5) 地産地消促進のために、県産食材の取扱いや県産品販売コーナーの設置拡大などに努めます。
- (6) 企業や非営利団体、地域のボランティアの方々等による食育活動のための資料の提供や学校等が実施する出前授業への協力を努めます。
- (7) 事前予約制や天候、日取り（曜日）などを考慮した需要予測や消費者特性などを考慮した仕入れ、販売、提供等を工夫します。

- (8) 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を図ります。
- (9) 小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫や食べきれる量を注文できる小盛りメニューなどの導入を行います。
- (10) 宴会等の予約受付に当たっては、提供料理の量のアドバイスをを行い、食べきりと呼び掛ける「3010運動」等の取組を促します。
- (11) メニューごとの食中毒のリスクを考慮し、可能な範囲において、衛生上の注意事項を十分説明しながら、残った料理の持ち帰りができるように工夫します。
- (12) 規格外品や返品・過剰在庫などの余剰食品等は、フードバンク活動やこども食堂等の実施主体に無償で提供するなど、未利用食品の有効活用に努めます。
- (13) 規格外農林水産物は、加工品への利用などを図ります。
- (14) 企業等、職場における従業員向けの食育を推進します。

5 市町が取り組む食育、食品ロス削減の推進

《役割》

県との連携を図りつつ、地域の実態を踏まえた市町の食育推進計画や食育推進のための会議などを通じ、関係機関・団体など多様な主体と連携・協働した食育、食品ロス削減の推進を図るものとします。

- (1) 各市町食育推進計画に基づく地域に根ざした食育の推進や食品ロス削減の取組の推進を本計画の施策などを参考にしながら行います。
- (2) 食品ロス削減の取組を推進するためには、市町における取組強化が必要であることから、食品ロス削減推進法第 13 条に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるように努めるものとします。

6 県が取り組む食育、食品ロス削減の推進

《役割》

食育に関する施策に総合的かつ計画的に取り組む、県民一人一人が食育を実践する機運の醸成や各関係機関・団体等における取組が促進されるよう努めます。

また、インターネットやSNS等を活用した情報発信により普及・啓発を行い食育の推進を図ります。

- (1) 国が定めた「食育月間」（6月）に加え、佐賀県独自の取組として収穫の時期である11月を「食育推進強化月間」、毎月第3金・土・日曜日を「食育の日」、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、関係機関と連携して食育を推進していきます。
- (2) 国が定めた食品ロス削減月間（10月）と食品ロス削減の日（10月30日）により食品ロス削減の推進を図ります。
- (3) 主食・主菜・副菜を基本とし、栄養バランスが取れた食事の普及啓発に努めます。
- (4) 健康的な食事を提供する事業者を認定する「スマートミール」、「うまっ！ヘルシーメニュー」の制度の普及及び推進に努めます。
- (5) 自分の歯と口の健康を保つことでいつまでも美味しく楽しく食事ができる様に、定期歯科健診の必要性について啓発し、かかりつけ歯科医についても県民への普及に努めます。
- (6) 県内イベントでの県産品PR等により、地産地消を促します。
- (7) 農業・農村に対する県民の理解と関心を深めるため、佐賀県の農業・農村を応援していただく方を「さが食・農・むらサポーター」として登録し、地産地消や食農教育並びに都市農村交流に取り組みます。
- (8) 農山漁村の役割や、食の生産の文化・歴史等を学ぶ体験活動等の学習支援を行います。
- (9) 農業体験をとおして、命をいただいていることに実感をもつ等生産者の手間や苦勞、熱意を知ること、食への感謝の念を深め、食べ物を大切に作る気持ちを育みます。
- (10) 地域の生産者や特産物を知ることによって愛着をもって食材・食品を選び、食事をよ

り豊かに楽しめるよう、情報発信や生産者との交流を促します。

- (11) 食べ物をもっと大切に消費していく意識を高める取組の推進、啓発を行います。
- (12) 小盛メニュー等の導入、食べ残し削減に向けた啓発活動に取り組む飲食店、宿泊施設を「九州食べきり協力店」、ばら売り等の導入・充実、徹底した売り切り等に取り組む小売店を「九州食べきり応援店」として登録して応援します。
- (13) 余った食材や料理を捨てずに有効に使う工夫、調理くずを出さないなど、食品ロス削減につながる取組の普及、啓発を行います。
- (14) 買い物時における食品ロス削減につながる取組（家庭での食材の在庫確認、商品の手前取り、見切り品の活用など）の普及、啓発を行います。
- (15) 未利用食品を提供するための活動（フードバンク活動等）の普及、促進を図るため、支援します。
- (16) 規格外や未利用の農林水産物の活用（加工、販売等）を促進します。
- (17) 市町をはじめとする食育関係者の活動推進のために、関係者同士の交流の場を設ける他、関係者同士のマッチング、県が集めたデータの情報提供等を行います。
- (18) 食育推進団体（個人）に対する表彰を行います。
- (19) 地域の食育現場へ取材に行くことで食育活動の実態を把握し、そこで得られた事例の紹介や情報の発信を行います。
- (20) 目標の達成度を確認します。

參考資料

【参考資料】

1 生涯にわたるライフステージに対応した食育の取組の一覧

		味覚力	感謝力
乳幼児期 ■食の始まりの時期、食事を五感で味わう <現状の問題点> ・育児に不安を持つ人が多い ・離乳食の作り方、与え方がわからない ・アレルギーへの対応が難しい	達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「かむ」力に応じて、好き嫌がなく味わって食べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・体を大切に作る習慣をつける(手洗い・歯磨きなど) ・食べ物を育てる
	家庭・保育所、幼稚園 認定こども園等 地域での支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・五味を体験させる ・薄味で与える 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、歯磨きの手法を伝える ・家庭・保育所、幼稚園、認定こども園等での農林漁業の体験活動を行う

調理力	「食」選択力	マナー力
<ul style="list-style-type: none"> ・野菜・果物を手でむくことができる ・子ども用の包丁が使える ・おむすびができる ・手伝いができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食が食べられる ・好き嫌いがない ・毎日朝食を食べる習慣がある ・おやつの適量を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事のあいさつができる ・箸が持てるようになる ・家族と一緒に楽しい食事ができる
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、認定こども園児を対象としたクッキング教室を行う ・月齢に応じた離乳食を提供する ・アレルギー食品を除いた食事を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー食品・栄養表示等を行う ・新鮮で安全な食材を提供する ・発育に応じた食事を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事のあいさつ、箸の持ち方を指導する ・家族で食事を楽しむことを心がける

		味覚力	感謝力
学童・思春期 (小学生～高校生) ■体験を通して食の大切さを学ぶ <現状の問題点> ・肥満傾向児、思春期のやせ ・生活リズムが乱れ、夜更かしなどで朝食欠食、朝食のバランスが悪い子どもがいる ・塾通いで家庭での手伝いができていない ・食べ物に感謝する気持ちが薄らいでいる ・郷土料理を知らない	達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材を知り、好き嫌がなく味わって食べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・命をつなぐ食べ物を通して、「いのち」あることに感謝できる ・バランスの良い食べ物が健康に良いことを理解し、実施する ・食べ物を育て、自然の恵みや勤労に感謝できる ・地域産業に対する理解を深める
	家庭・学校 地域での支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材を通し五味を体験させる ・薄味の習慣をつけさせる ・適塩料理を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校等で農林漁業の体験活動を行う ・命の大切さを理解させる ・地域の産業・食料自給率を理解させ、環境への配慮を促す

<ul style="list-style-type: none"> ・主食・主菜・副菜のそろった食事をつくること ・包丁が使える 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物の働きや適量を知る ・食品の組み合わせ、バランスの知識を身につける ・朝ごはんの大切さ、間食、ドリンクの適量を知る ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・箸を上手に持つことができ、食器を適切に並べることができる ・家族や仲間と一緒に楽しい食事ができる ・郷土料理や佐賀の食文化、外国の料理に関心を持つ
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒を対象としたクッキング料理で、朝食・昼食・夕食の基本的な料理技術を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物の働きや適量摂取、バランスの知識を理解させる ・朝ごはんの大切さ、間食の適量を理解させる ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を理解させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事のあいさつ、家族で会話をしながら食事を楽しむことを心がける ・食器の並べ方等のマナーを伝える ・郷土料理や佐賀の食文化(お茶の淹れ方など)を伝える ・諸外国の料理を紹介する

生涯にわたるライフステージに対応した食育の取組の一覧（続き）

		味覚力	感謝力
青年期 ■食に関するより確かな情報を得て、自己管理能力を高める ■子育てしながら、親子の健康を考える <現状の問題点> ・30歳代以降の男性の肥満の増加、20歳～30歳代の女性のやせが増加 ・朝食欠食者が多い ・妊娠期の食のあり方について理解が薄い ・共働きや残業で多忙な世代であり、料理の低下が懸念される ・旬の食材、郷土料理などへの理解が薄い	達成目標	・旬の食材を知るとともに体に配慮し、薄味に心がける	・命をつなぐ食べ物を通して「いのち」あることに感謝できる ・バランスの良い食べ物が健康に良いことを理解し、実施する ・家族などで農林漁業体験活動を楽しむ
	地域での支援内容 家庭・学校	・旬の食材などを通し、五味を体験させる ・適塩の料理・加工食品を提供する	・農林漁業体験活動ができる場や方法を提供する ・地域の産業、食料自給率を理解させ、環境への配慮を促す
壮年期 ■生活習慣病を予防するなど健康に関心をもち、食への理解を深める ■食の伝承を行う時期 <現状の問題点> ・壮年期以降の生活習慣病者が増加している ・高血圧による死亡率が高く糖尿病による合併症が多い ・飲酒、間食の習慣が気になる ・核家族化の進展に伴い、次世代への食の伝承ができていない ・旬の食材、郷土料理などへの理解が薄い	達成目標	・旬の食材を知るとともに体に配慮し、薄味に心がける	・命をつなぐ食べ物を通して「いのち」あることに感謝できるとともに、伝えることができる ・生活習慣病予防の食事について理解し、実践する ・家庭菜園などで農業体験活動等を楽しむ
	地域での支援内容 家庭・学校	・旬の新鮮な食材などを通し、薄味の重要性を理解させる ・適塩の料理・加工食品を提供する	・農林漁業体験活動を楽しむ場を提供する ・地域の生産から流通の至る産業への理解と環境への配慮を促す
高齢期 ■体調に応じた食を楽しみ、食の伝承を行う <現状の問題点> ・生活習慣病者の増加に伴う要介護者が増加している ・咀嚼、嚥下力の低下をはじめとした体調の変化が気になる ・飲酒、間食の習慣が気になる ・核家族化の進展に伴い次世代への食の伝承ができていない	達成目標	・体に配慮し、薄味に心がける	・命をつなぐ食べ物を通して「いのち」あることに感謝できるとともに、伝えることができる ・口腔ケア、嚥下訓練ができる ・体調に応じた食生活を実施する ・自然の恵みを知り、これを活用する方法、勤労への感謝を伝える
	地域での支援内容 家庭・学校	・旬の新鮮な食材などを通し、薄味の重要性を理解させる・適塩の料理・加工食品を提供する	・口腔ケア、嚥下訓練の方法を伝える・地域の生産から流通に至る産業への理解と環境への配慮を促す

調理力	「食」選択力	マナー力
・主食・主菜・副菜のそろった食事を家族に提供できる ・クッキング教室で、簡単にバランスの良い料理法を伝える ・妊娠期の食事について情報提供を行う	・食べ物の働きや適量を知る ・食品の組合せ、バランスの知識を身につける ・朝ごはんの大切さ、間食・ドリンク・酒類の適量を知る ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を知る ・食事の適量摂取、バランスを実践できるように支援する ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を理解させる	・食器を適切に並べること、箸の持ち方を伝えることができる ・家族や周りの人と関わりを持ちながら楽しい食事ができる ・郷土料理や佐賀の食文化、外国の食文化に関心を持つ ・週1回以上は、家族との団らんで食事を楽しむことを心がける ・食器の並べ方、箸の持ち方等の食事のマナーの教育法を伝える ・郷土料理や佐賀の食文化、外国の食文化について情報を提供する
・主食・主菜・副菜のそろった食事を家族に提供し、伝える ・食品の加工技術を伝える	・食べ物の働きや適量を知る ・食品の組合せ、バランスを実践する ・間食・ドリンク・酒類の適量を知る ・食品の産地、利用、添加物などの表示を知る	・食器を適切に並べること、箸の持ち方を伝えることができる ・家族や周りの人と関わりを持ちながら楽しい食事ができる ・郷土料理や佐賀の食文化を伝えることができる
・クッキング教室で、簡単にバランスの良い料理法を伝える	・食事の適量摂取、バランスを実践できるように支援する ・機能性のある食品についての正しい情報を提供する ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を理解させる	・家族との団らんで食事を楽しむことを伝える ・食器の並べ方、箸の持ち方などの食事のマナーの教育法を伝える ・郷土料理や佐賀の食文化について情報を提供する
・郷土料理、行事食を家族に提供し、伝える ・食品の加工技術を伝える	・食べ物の働きや適量を知る ・食品の組合せ、バランスを実施する ・咀嚼、嚥下しやすい食事が作れる ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を知る	・食器を適切に並べること、箸の持ち方を伝えることができる ・孤食にならないで楽しい食事ができる ・郷土料理や佐賀の食文化を伝えることができる
・クッキング教室で、簡単にバランスのよい料理法を伝える	・食事の適量摂取、バランスを実践できるように支援する・咀嚼、嚥下しやすい食品を提供する ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を理解させる	・孤食にならないで楽しい食事ができる場を提供する・郷土料理や佐賀の食文化について情報を提供する

2 さが健康維新県民運動

佐賀県は糖尿病＋糖尿病予備軍の割合が全国ワースト、メタボリックシンドローム該当者の増加率が全国ワースト2位と生活習慣の改善が課題となっています。

そこで、生活習慣病を予防し、県民の元気で長生きを目指すため、令和元年10月7日に「さが健康維新県民会議」を発足させ、「さが健康維新県民運動」に取り組むこととしました。

具体的には、「歩く・身体活動」、「食と栄養」、「歯と口の健康」、「たばこ」の4つの分野で健康づくりの様々な取組を行っています。



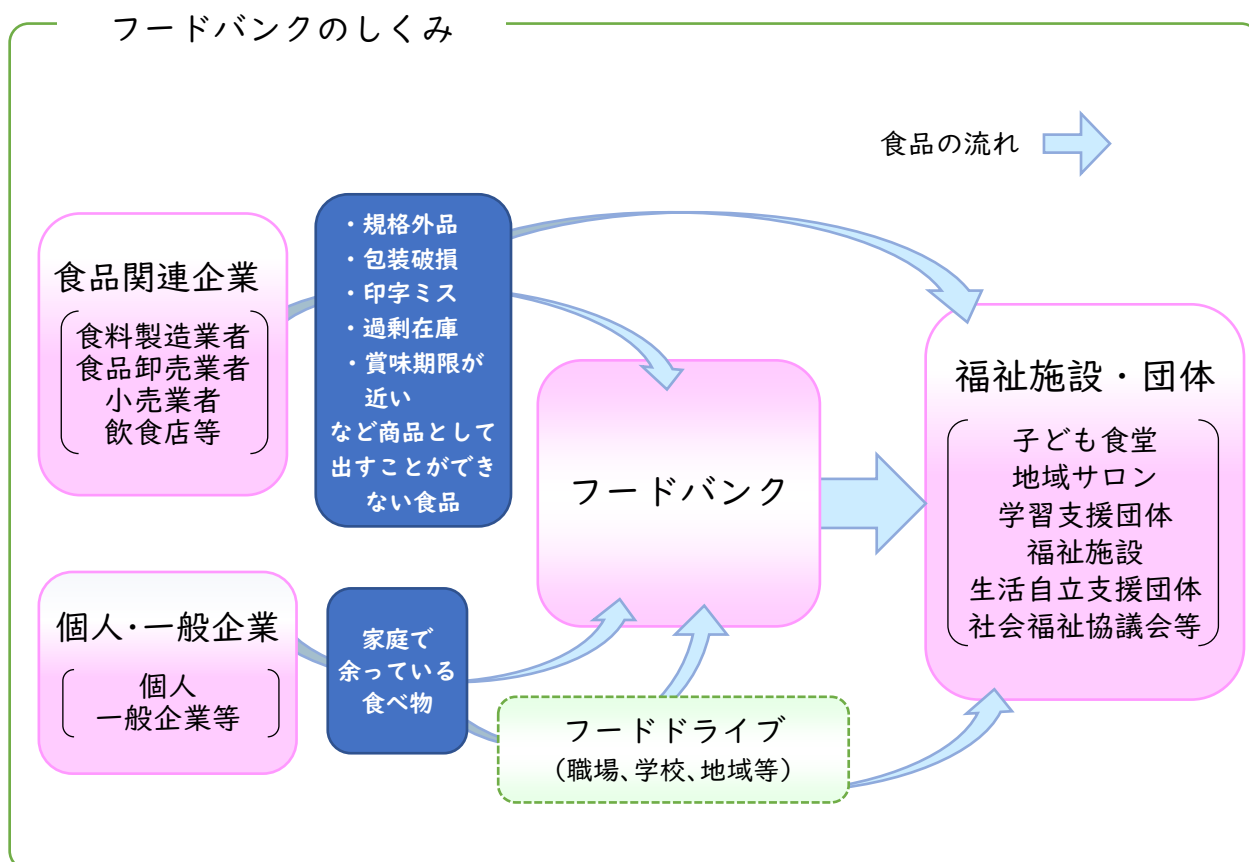
具体的には?

県民の“元気で長生き”（健康寿命の延伸）を目指し、4つの分野で健康づくりの様々な取組を行っています!

<p>R1年度重点</p> <p>歩く・身体活動</p> <p>まず、10分長く歩こう ・目指そう、プラス1,000歩/日</p> <p>SAGATOCO</p>	<p>R2年度重点</p> <p>食と栄養</p> <p>まず、野菜を一皿多く摂ろう ・目指そう、プラス80g/日</p> <p>ベジスタ! SAGA VEGETABLE START PROJECT</p>
<p>R3年度重点</p> <p>歯と口の健康</p> <p>まず、歯の健診に行こう ・目指そう、80歳で自分の歯20本</p>	<p>たばこ</p> <p>まず、禁煙にチャレンジ ・目指そう、6か月後の卒煙</p>

3 フードバンク活動

フードバンク活動とは、まだ安全に食べられるにもかかわらず、規格外品、包装破損、印字ミス、過剰在庫、賞味期限が近いなどの理由で、商品として出すことができない食品や家庭などで余っている食べ物を寄贈してもらい必要としている施設や団体に無償で提供する活動です。



《フードドライブとは》

主に家庭で余っている食べ物（買いすぎ、お中元、お歳暮、お土産など）を職場、学校、スーパーの入り口、イベント会場、地域のお祭りなど人が集まる場所に持ち寄り、それらを取りまとめて福祉施設・団体やフードバンクに寄贈する活動です。

4 ふるさと先生講座

地域の農業や食材、郷土料理などに詳しい県内の農業者に「ふるさと先生」として、県内の保育園・幼稚園、小中学校等に派遣しています。

水稻の田植えから収穫、みかんやさつまいもの収穫などの農業体験や、大豆を使った味噌づくり体験など、様々な交流活動を通じて農業や農産物の魅力を多くの子供やその保護者に伝えています。

みかんの収穫体験の様子



昨今の感染症防止対策として、講座の様子を収録し地元ケーブルテレビでの放送や SNS 等での発信など、非対面での講座の実施も始まりました。

講座収録の様子



5 食育基本法

(平成17年法律第63号、最終改正：平成27年9月11日法律第66号)

(目次)

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山

漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解

を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意

工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。
(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

6 食品ロスの削減の推進に関する法律

(令和元年法律第十九号)

(目次)

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針等（第十一条—第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第十九条）

第四章 食品ロス削減推進会議（第二十条—第二十五条）

附則

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、二千十五年九月二十五日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための二千三十アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第三条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第八条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

(食品ロス削減月間)

第九条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
 - 三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

第十三条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削

減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（次項において「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（表彰）

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

（実態調査等）

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

（情報の収集及び提供）

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

（未利用食品等を提供するための活動の支援等）

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十一条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十二條 会長は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の特命担当大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十三條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣

二 環境大臣

三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十四條 前条第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第四号の委員は、再任されることができ。

(政令への委任)

第二十五條 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。